昭和56年10月1日 訓令第18号

(目的)

- 第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
  - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
  - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- 2 この要綱において「対象者」とは、田布施町内に居住地を有する者又は国民健康保険法第1 16条若しくは第116条の2の規定により田布施町が行う国民健康保険の被保険者とした 者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により山口県後期高齢者医療広域連 合が行う後期高齢者医療の被保険者とした者(国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関す る法律の同規定による対象者は山口県内に居住地を有する者に限る。ただし、同法同規定によ り転出先の県外市町村において助成を受けることができない場合を除く。)であって、社会保 険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者のうち、別表に揚げる者とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としないものとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号若しくは同条第2項 の措置又は同法第33条の規定による一時保護を受けている者であって、国又は地方公共 団体の負担による医療費の支給を受けることができるもの
  - (3) 重度心身障害者医療費助成事業(昭和48年7月23日社会第670号山口県民生部 長通知)による医療費の支給を受けることができるもの
  - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給を受けることができるもの
  - (5) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市町村が行う国民 健康保険の被保険者とされた者
  - (6) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により山口県後期高齢者医療広域 連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者
- 4 この要綱において「社会保険各法の規定による医療に関する給付」とは、疾病又は負傷についての社会保険各法による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問介護療養費、特別療養費、高額療養

費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(助成の範囲)

- 第3条 町長は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において当該医療に関する給付の額(その者が社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(社会保険各法による入院時食事療養又は入院時生活療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費又は当該入院時生活療養費の給付に関するこれらの法律に規定する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除いた額とする。)を毎年度予算の範囲内においてひとり親家庭医療費として対象者に助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りではない。
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証の交付申請)

- 第4条 この要綱によりひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、町長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書(様式第1号)及び被扶養者確認票(様式第1号の2、町長が必要と認める場合に限る)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
  - (1) 社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証
  - (2) 課税及び扶養の状況を記載した書類で町長が認めるもの。ただし、ひとり親家庭医療 費の助成を受けようとする者の同意により公簿等で確認できるときは、当該書類の提示等 を要しないものとする。
  - (3) ひとり親家庭を証する書類
  - (4) その他町長が必要と認めた書類
- 2 前項の申請に当たって、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、次 に掲げる事項について、同意しなければならない。
  - (1) 町長が福祉医療費受給者証の交付及び更新要件確認のため、課税状況、19歳未満の 扶養親族の扶養状況を調査すること。
  - (2) 町長が、ひとり親家庭の同一生計者の確認のため、住民基本台帳・児童扶養手当の受給の状況を調査すること。
  - (3) 町長が、高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の 課税状況を調査すること。
  - (4) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けることができる場合、申請及び受領について町長に委任すること。
  - (5) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の 助成を受けた場合、町長の過払い相当額を町へ返還すること。
  - (6) 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を町長が確認すること。
  - (7) 田布施町ひとり親家庭医療費助成要綱に基づく指示に違反したときは、受給者証の交

付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部又は一部を支給しない場合があること。

(受給者証の交付等)

- 第5条 町長は、前条第1項の規定による申請書又は本条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係る者が対象者であると認めるときは、対象者に対し、福祉医療費受給者証(様式第2号、以下「受給者証」という。)を交付するものとする。
- 2 受給者証の有効期間は、交付の日(更新の場合にあっては、その年の8月1日)からその日 以後最初に到来する7月31日までとする。ただし、満18歳に達する児童が対象者となるも のについては、満18歳に達する日以後最初の3月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(専 攻科を除く。)、中等教育学校、特別支援学校(専攻科を除く。)、高等専門学校(第3学年まで の学年に限る。)、又は専修学校(高等課程に限る。)に在学する児童については、在学を証す る書類を提出することにより、満20歳に達する日以後の最初の3月31日まで延長すること ができる。
- 4 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年7月1日から7月31日までの間に、町長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書(様式第1号)に前条第1項各号に掲げる書類を添えて受給者証の更新を申請することができる。
- 5 前項の申請に当たっては、前条第2項の規定を準用する (助成の方法)
- 第6条 受給者は、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとするときは、町長に対し、福祉医療費を付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
  - (1) 社会保険各法の規定による一部負担金を支払ったことを証する資料若しくは他の法令等による給付に関し費用徴収金が課せられる場合は、措置の実施機関の発行する決定通知書又は医療機関の発行する領収書等の当該費用徴収金額が確認できる資料
  - (2) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付を受けることができる場合若しくはできた場合、又はその他法令等の規定により給付を受けることができる場合若しくはできた場合は、その給付金額が記載された書類
- 2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、受給者証を提示しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、 ひとり親家庭医療費の額を決定し、受給者に支払うものとする。

(現物給付による助成)

- 第7条 受給者が、社会保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局若しくは指定訪問看護事業者又はその他別に定める病院、診療所若しくは薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合においては、前条にかかわらず、町長は、当該医療費に関してその者が支払うべき金額を限度として当該保険医療機関等に対しその者に代わり医療費を支払うことができる。
- 2 前項の規定により医療費を支払ったときは、当該医療を受けた者に対し前条の規定によるひとり親家庭医療費の助成を行ったものとみなす。
- 3 町長は、第1項の規定による医療費の支払を行う場合において、保険医療機関等に支払うべき医療費の額の審査及び支払に関する事務を山口県国民健康保険団体連合会に委託する方法

により行うものとする。

(受療の手続)

第8条 受給者は、前条の規定により医療を受けようとするときは、当該医療を受けようとする 保険医療機関等に対し、受給者の属する保険者又は組合の発行した被保険者証又は組合員証若 しくは加入者証に受給者証を添えて提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由 によりこれを提出することができない者であって、受給者であることが明らかなものについて は、この限りでない。

(助成の制限等)

- 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付 している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないことができ る。
  - (1) 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであって、損害賠償を請求することができるとき。
  - (2) 受給者の疾病又は負傷が受給者の故意による犯罪行為により生じたものであるとき。
  - (3) 受給者が助成の決定に関する書類で町長が必要と認めるものを提出しないとき。
  - (4) その他この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- 第10条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱によるひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び受給者に対し、対象者の収入、資産、家族の状況等に関し報告を求め、又は関係職員をして調査させるものとする。

(変更事項等の届出)

- 第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届けなければならない。
  - (1) 住所又は氏名を変更したとき。
  - (2) 加入している医療保険に変更があったとき。
  - (3) 助成の対象となる医療の事由が第三者の行為によるとき。
  - (4) 受給者証を紛失したとき。
  - (5) 町外へ転出するとき。
  - (6) 医療費の助成がある施設へ入所するとき。
  - (7) 生活保護を受けるようになったとき。
  - (8) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき若しくは受けたとき。
  - (9) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金等を受けたとき。
  - (10) 婚姻したとき。
  - (11) 税の申告等により所得の増額や控除の減額があったとき。

(受給者証の再交付)

第12条 受給者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、町長に申請してその再交付を受けることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者又はその家族は、第5条第3項若しくは第4項の規定による受給者証の更新の申請をしないとき又は受給者が死亡したとき若しくは受給者としての要件を欠くに至ったときは、当該受給者証を町長に返還しなければならない。

(ひとり親家庭医療費の返還等)

- 第14条 町長は、偽りその他不正な行為によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者があると きは、その者から既に助成したひとり親家庭医療費の全部又は一部を返還させるものとする。
- 2 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができるとき若しくは受けたと きは、その金額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既 に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する額を返還させるものとする。
- 3 受給者及び被保険者は、受給者に係る医療費について、高額療養費及び高額介護合算療養費 並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けたときは、その金額の限度において、 その金額に相当するひとり親家庭医療費を返還しなければならない。
- 4 町長は、第3条の規定による助成すべき額を超えて助成したときは、受給者及び被保険者からその過払い相当額を町へ返還させるものとする。ただし、町長が保険者から過払い相当額を 代理受領できた場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。 附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年10月1日訓令第8号)

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成3年3月18日訓令第1号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年10月1日訓令第12号)

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日訓令第10号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月1日訓令第16号)

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日訓令第11号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第11-7号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第9-1号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月1日訓令第13号)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成24年8月1日訓令第12-5号)

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(令2年11月2日訓令第64号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年11月2日から施行する。 (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の田布施町ひとり親家庭医療費助成要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 別表 (第2条関係)

- 1 次のいずれかに該当する者(以下「対象児童」という。)を養育している者及びその者が 養育する対象児童並びに父母のない対象児童(市町村民税所得割課税世帯の者を除く。)
  - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(専攻科を除く。)、中等教育学校、特別支援学校(専攻科を除く。)、高等専門学校(第3学年までの学年に限る。)又は専修学校(高等課程に限る。)に在学する者(20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)
- 2 1に規定する対象児童を養育している者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)と死別した者であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの
  - (2) 離婚した者であって現に婚姻をしていないもの
  - (3) 配偶者の生死が明らかでない者
  - (4) 配偶者から遺棄されている者
  - (5) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者
  - (6) 配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
  - (7) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることが できない者
  - (8) 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの
- 3 1に規定する父母のない対象児童とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 父母(養父母を含む。以下同じ。)と死別した対象児童
  - (2) 父母の生死が明らかでない対象児童
  - (3) 父母から遺棄されている対象児童
  - (4) 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない対象児童
  - (5) 父母が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働 能力を失っているためその扶養を受けることができない対象児童
  - (6) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることが できない対象児童
  - (7) 生存する父母のうちに(2)から(6)までに規定する事情のいずれにも該当しない者が一人もいない対象児童

# ひとり親家庭等医療費受給資格(認定・更新)申請書

年 月 日

田布施町長殿

住 所

申請者

氏 名

TEL(

上記の通り申請・届出いたします。また当該申請に関して町が必要な公簿などを確認することを承 諾します。

											世帯番号		
	区分	(フリガナ 氏	ト) 名	続 柄区 分		年	月月		性別	j	受給者番号 個人番号		忍定年月日 長失年月日
	1												
	2												
対象者													
	住	所											
_		なった事由 の年月日											
		被保険者						_	険者番号	_			
4	加入	住 所						保	険者名称	ĬŤ .			
	療保険 内容	保険種別						戸戸	斤在 地				
	Y 14	記号								付力	叩給付の有無	無	
Г.	±76 4n ≠0	資格取得日			<del>/</del>				F. #==	میاب خرن		F	П П
	事務処理	E欄 ]認定年 <sup>期間</sup>	<u>月日</u> 年 月		年 月 から	日	<del></del> 年 月	日	医療記	止父	付年月日	年	月日
		①認定 ②却		J ⊢	ψ·• <u>J</u>		上 71				)		
					戸	年 所得状	三度 況		本 人		配偶者	扶	養義務者
少	〉簿	戸 籍□	生	保□ 得□		後の別	行得額			円	円		円
認	忍 定	他制度医療[ 住民票・外』				対象親	提等			人	人		人
					ß	艮度	額			円	P		円

### 福祉医療費申請(受給)にあたっての同意事項

- 1 福祉医療費受給者証交付及び更新要件確認のため、申請者(受給者)の所得状況を調査すること。
- 2 医療の給付が行われた場合、高額療養費算定基準額及び一部負担金の確認のため、被保 険者の世帯の課税の状況を調査すること。
- 3 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けること ができる場合、申請及び受領について町長に委任すること。
- 4 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けた場合、 町の過払い相当額を町に返還すること。
- 5 保険者に対して、医療の給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を町が確認する こと。
- 6 申請者及び被保険者が田布施町ひとり親家庭医療費助成要綱に基づく指示に違反した ときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しく は助成の全部又は一部を支給しない場合があること。
- ※上記1により収入の状況が公簿により確認できない場合は、収入の状況を記載した書類で 町長が必要と認めるものを提示してください。

被 扶 養 者 確 認 票(ひとり親医療受給・	自請用)	

個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正により、平成23年中の収入分の税計算において 『16歳未満の年少扶養控除額33万円』及び『16歳以上19歳未満に対する扶養控除の上乗せ額12万円』が廃止 されたため、市町村民税所得割額が増額となり、福祉医療の所得要件の判定に影響が生じます。この影響が 生じないようにするため、扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ついては、旧税額を算定するために、扶養親族の確認が必要となりますので、下記の事項について必ずご 記入ください。

※ 年12月31日の現況において、「生計を一にする」0歳から19歳未満の扶養親族について(年末調整又は 確定申告時に申告された扶養親族の状況です)記入上の注意をよくお読みいただき、下欄にご記入ください。

#### 記入上の注意

- 1 扶養者が父母以外(祖父母など)の場合、「その他」欄にその扶養者の氏名を記入してください。
- 2 一人のお子さんについて、複数の扶養者が同時に扶養することはできません。
- ① 年1月2日~ 年12月31日生まれ の扶養親族(0歳~15歳)

氏 名	生年月日	続柄	扶養者	皆(いす	「れかに○または記入)
人 石	生平月日	形式作	父	母	その他
(記入例) 山口 一郎	平成25年5月1日	長男		$\circ$	
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	※職員記入	欄(年少)	人	人	人

# ② 年1月2日~ 年1月1日生まれ の扶養親族(16歳~18歳)

氏 名	生年月日	続柄	扶養す	者(いずれかに○または記入)			
人 石	生 中月 日	<i>ዝ</i> ሃር 1 የ ነ	父	母	その他		
(記入例) 山口 花子	平成16年7月7日	長女					
	年 月 日						
	年 月 日						
	※職員記入	、欄(特定)	人	人	人		

上記(16~18歳)の扶養親族のうち、現在同居していない扶養親族

氏 名	現住所

#### 同意事項等

- 1 被扶養者確認票に記載された事項について、町長が申請者及び受給者に内容を確認すること
- 2 扶養状況の確認ができない場合は、必要に応じて旧住所地の市町村に照会すること
- 3 受給者及び税扶養者の扶養状況の内容の確認のために町長が必要と認めるものを提出すること
- 4 記載された扶養情報をもとに医療費助成を決定した後、被扶養者確認票に記載された扶養の事実に虚偽があり、福祉医療の受給要件を満たさなかった場合、助成の決定を取り消すとともに受給者に対して給付した助成額の全部又は一部を町長へ返還すること

上記について、同意のうえ申請します。

年 1月1日 の住所地

田布施町長様

申請者氏名

	福		莋	<b>a</b> 祉	医療	養	受糸	洽 者	<b>扩</b> 証	
			(U	、と	り	親	家	庭	用)	
特	記事項									
記	号				番	号				
受	居住均	<u>1</u>								
給者	氏 名	7								
, .	生年月日	1							•	
有	有効期間									
	一部負担金の 上限額(裏面2)						ß	<b>人</b> 完		
発 <sup>2</sup> 及	行機関名 び 日									
福祉 者番	医療費負 号	担								
	付年月日		•			•	•	•		•
*	この制度	は. I	[[口[	トサ	:同で:	実施]	てし	ハま	す。	

### 注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分の全部又は一部を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください(ただし、入院時の食費・生活療養に係る負担額は本人負担となります。)。
- 2 一部負担金の上限額とは、1か月毎に医療保険機関が医療費の 請求を行う診療報酬明細書毎の医療保険の自己負担分(入院時 の食事療養費及び生活療養費に係る自己負担分は除く)に対し て、受給者が支払わなければならない限度額をいいます。

ただし、院外処方箋の交付により、保険薬局で薬剤の処方を 受ける場合は、一部負担金の支払いは必要ありません。

- 3 他の法令等により、医療費の支給が受けられるときは、必ず 市(町)長に届け出てください。
- 4 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
- 5 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市(町) 長に返してください。
- 6 氏名、居住地に変更があったときは14日以内にこの証を添えて市(町)長にその旨を届け出てください。
- 7 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは14 日以内に市(町)長にその旨を届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 9 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市(町)長に返してください。更新については、市役所(町役場)に相談してください。
- 10 この受給者証は、県外では原則として使用できません。
  - ※ この制度は、山口県と共同で実施しています。

# 福祉医療費交付申請書

年 月 日

田布施町長 様

申請者 住 所 田布施町

氏 名

受給者証 記号番号

福祉医療費の助成を受けたいので、別紙のとおり証明書類を添付して申請いたします。

振	ì	<u> </u>	先	
種			別	
П	座	番	号	
П	座	名	義	

## 療養給付費証明願

記	号	番	号		保隊	6 名				
受	住		所			男	生年			
給	氏		名				月月			
者	受終号	合者 話 番	E記 号			女	日日	年	月	日生
診	療	区	分	年 月	日	入入	院完外			
医	療	機	関							
20	りこと	こにつ		て、下記に証明してください。 月 日 被	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	<b></b> 氏名				
	保隆	食者	核	<b>兼</b>						

		証	明	1	書			
医療機関				診療日数	入 院 入院外			日
医療費総額								
他法給付額								
店業の処仏	本人負担額				 			
療養の給付	薬剤負担額				1 ! ! ! !			
食事療養	標準負担額					(@	円×	月)
· ·	り相違ありま 年 月	せん。 日						
								保険者

この証明書は、重度心身障害者、乳幼児及び子ども、ひとり親家庭に対する医療費を助成するためのものです。

お手数ながら御協力くださるようお願いします。

なお、本人負担額には、高額療養費、付加給付等支給後の負担額を記入してください。 おって、下記※印の欄には記入しないでください。